

主要事業個別シート(第2次実施計画/H27・28年度)

ver.1.01

① 基本事項	計画コード	事業名	部名	健康福祉部
	26007	不妊・不育症治療費助成事業	室名	長寿健康づくり室
	基本施策の大綱	05:次世代を担う人づくりと歴史文化の振興	会計	01:一般会計
	基本施策	02:子育て支援	款	03:民生費
	施策の方向	01:健やかに産み育てる支援体制づくり	項	01:社会福祉費
戦略プロジェクト	-	目	01:社会福祉総務費	
事業予定期間	H 26 ~ H - 年度	主な根拠法令要綱等	亀山市不妊治療費助成金交付要綱、三重県特定不妊治療費及び不育症治療費等補助金交付要綱	

② 目的・概要	対象	不妊・不育症治療を受けた夫婦
	目的	少子化対策に寄与するため、不妊・不育症治療を行っている夫婦に対し、不妊・不育症治療にかかる経費の一部を助成することにより経済的な負担を軽減する。
概要		不妊・不育症治療を行っている夫婦に対し、不妊・不育症治療にかかる経費の一部を助成する。

		平成27年度	平成28年度	
③ 年度別事業計画	○助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・不妊治療費助成事業【県一部補助】100千円/件 ・特定不妊治療費助成上乗せ事業【県1/2補助】100千円/件 ・男性不妊治療費助成事業【県1/2補助】50千円/件 ・2人目以降の特定不妊治療に対する助成回数追加事業【県1/2補助】150千円/件 ・不育症治療費等助成事業【県1/2補助】100千円/件 	<ul style="list-style-type: none"> ・不妊治療費助成事業【県一部補助】100千円/件 ※平成28年度からは、所得合計額が730万円未満、妻の年齢が43歳未満の夫婦を対象とする。 ・特定不妊治療費助成上乗せ事業【県1/2補助】100千円/件 ・2人目以降の特定不妊治療に対する助成回数追加事業【県1/2補助】150千円/件 ・不育症治療費等助成事業【県1/2補助】100千円/件 	
	○市民への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・広報・市ホームページ、リーフレットによる啓発の実施 ・治療医療機関への説明・周知の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○市民への啓発 ・広報・市ホームページ、リーフレットによる啓発の実施 ・治療医療機関への説明・周知の実施 	
	計画額	事業費	7,300千円	7,000千円
		国庫支出金		
		県支出金	2,100千円	2,100千円
		地方債		
		その他		
	予算額	事業費	5,600千円	6,000千円
		国庫支出金		
		県支出金	1,200千円	1,240千円
地方債				
その他				
期間内総事業費(H27・H28)①		14,300千円	期間外事業費(H29以降)② -	
			総事業費 (①+②) -	

		平成27年度	平成28年度	(参考・平成29年度)	
④ 指標	① 名称	周知啓発の実施回数	4	4	4
		補足	広報・ホームページ・CATV等による事業の周知回数(延べ回数)	回	回
	② 名称	制度利用件数	67	64	64
		補足	不妊・不育症治療費助成事業にかかる年度内助成金交付総数	件	件
③ 名称					
	補足				
④ 名称					
	補足				

事務事業評価シート

H28(主要事業)

① 基本事項	計画コード	事業名	部名	健康福祉部
	26007	不妊・不育症治療費助成事業	室名	長寿健康づくり室
	基本施策の大綱	05:次世代を担う人づくりと歴史文化の振興	財	会計 01:一般会計
	基本施策	02:子育て支援	務	款 03:民生費
② 基本体系	施策の方向	01:健やかに産み育てる支援体制づくり	科	項 01:社会福祉費
	戦略プロジェクト	-	目	目 01:社会福祉総務費

② 目的・概要	対象	不妊・不育症治療を受けた夫婦
	目的・概要	少子化対策に寄与するため、不妊・不育症治療を行っている夫婦に対し、不妊・不育症治療にかかる経費の一部を助成することにより経済的な負担を軽減する。 不妊・不育症治療を行っている夫婦に対し、不妊・不育症治療にかかる経費の一部を助成する。

		27年度	28年度
①	名称	周知啓発の実施回数	計画値 4
	補足	広報・ホームページ・CATV等による事業の周知回数(延べ回数)	実績値 3
②	名称	制度利用件数	計画値 67
	補足	不妊・不育症治療費助成事業にかかる年度内助成金交付総数	実績値 64
③	名称		計画値
	補足		実績値
④	名称		計画値
	補足		実績値

年度計画				年度実績				
④ 事業の計画・実績	○助成事業 ・不妊治療費助成事業【県一部補助】100千円/件 ※平成28年度からは、所得合計額が730万円未満、妻の年齢が43歳未満の夫婦を対象とする。 ・特定不妊治療費助成上乗せ事業【県1/2補助】100千円/件 ・2人目以降の特定不妊治療に対する助成回数追加事業【県1/2補助】150千円/件 ・不育症治療費等助成事業【県1/2補助】100千円/件 ○市民への啓発 ・広報・市ホームページ、リーフレットによる啓発の実施 ・治療医療機関への説明・周知の実施				不妊治療費助成事業【市単】(上限10万円) 45件 2,970千円 特定不妊治療費助成上乗せ事業【県1/2補助】(上限10万円) 22件 1,545千円 2人目以降の特定不妊治療に対する助成回数追加事業【県1/2補助】 0件 不育症治療費等助成事業【県1/2補助】(上限10万円) 0件			
	事業費	計画額	予算額	決算額	人件費	総人件費 ①	1,761	平均給与額×③
	国庫支出金		0	0	一般職員人件費 ②	1,684		
	県支出金	2,100	1,240	820	所要人員 ③	0.23		
	地方債		0	0	臨時職員人件費 ④	77		
	その他		0	0	受益者負担額 ⑤	0		
	一般財源	4,900	4,760	3,694	受益者負担率	0.0%	⑤ / ⑥	
	再掲	翌年度への繰越額		0				
		前年度からの繰越額		0				
		総人件費		①	1,761			
	総コスト		⑥	6,275				

⑤ 事業の評価	【事業の成果】	不妊治療費助成事業として、64件の申請があり、その中でも特定不妊治療費助成金上乗せ助成事業(県1/2)では、延べ助成件数22件(新規申請:7人)となり、新規に治療を始められた市民が多くみられた。 また、広報やホームページで周知し、利用者への情報提供の充実を図り、制度利用を促進し、経済的な負担の軽減につなげることができた。	総合判定	B まずまず進んだ
	【反省点・課題】	晩婚化等の影響により、不妊・不育症についてのニーズが高くなりつつあることから、ホームページや広報などを通じた周知や、医療機関とも連携を図りながら、継続的な情報提供が必要である。		
	【改善の方向性】	適切な時期に適切な治療を医療機関において実施できるよう、効果的な広報媒体を選択しながら情報提供を行うとともに、子どもを持っていないことに悩みを抱える夫婦の相談窓口をホームページ等や窓口において情報提供を引き続き行う。		

事業目的の妥当性: 適切

有効性: 適切

最終評価確認者: 長寿健康づくり室長 小森 達也